

山口県立大学栄養学科同窓会「桜栄会」会則

(名称)

第1条 この団体は、山口県立大学栄養学科同窓会「桜栄会」という。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を山口県山口市桜島 6-2-1 山口県立大学看護栄養学部栄養学科に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の実践活動への相互支援、本学栄養学科との情報交換、就職・転職支援、会員相互の親睦等の事業を行い、会員の資質向上並びに会員および本学栄養学科の存在意義を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実践活動情報交換事業
- (2) 研究教育支援事業
- (3) 就職・転職支援事業
- (4) 親睦事業
- (5) その他前条の目的を達成するため必要と認めた事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 会 員 山口県立大学看護栄養学部栄養学科、山口県立大学生活科学部栄養学科、山口県立大学家政学部栄養学科、山口女子大学家政学部栄養学科、山口女子大学家政学部食物栄養学科、山口女子短期大学家政科食物専攻の卒業生で入会を希望する者および山口県立大学看護栄養学部栄養学科教員
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して資金を提供する個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会および母校の発展に貢献した者で、役員会の推薦により総会の承認を得た者

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書に所定の事項を記載し、会長に申し込むものとする。

(会費等)

第7条 会費は、第5条の会員の種別により次に定めるところによる。

一般会員 年額1,000円

永年会員 10,000 円
新卒会員 3,000 円 (3 年分)
賛助会員 1 口 5,000 円、1 口以上

2 会費および寄付の返還は行わない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 10人以内
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

2 前項の役員は自薦他薦により総会において選任する。

3 第1項の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じたときの後任の役員は、前任者の任期の残存期間とする。

(総会)

第10条 この団体に総会を置く。

2 総会は、第5条に定めるこの団体の会員によって組織される。

3 総会は、以下に規定する事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 年度別事業計画及び予算
- (3) 年度別事業報告及び決算
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他この団体の運営に関する重要な事項

4 総会は、毎事業年度1回以上開催する。

5 総会の招集は、会長が行うものとし、会長に事故あるときは、副会長のうち1名がその任に当たる。

6 総会の議長は、会員より互選する。

7 総会は、欠席者の委任を含め会員の2分の1以上の出席を必要とする。

(役員会)

第11条 役員会は、第9条第1項第1号から第4号までの役員をもって構成する。

2 役員会は、本会が行う事業の執行に関する事項を定める。

- 3 役員会の招集は、会長が行うものとし、その議長となる。会長に事故あるときは、副会長のうち1名がその任に当たる。
- 4 会長は、その他必要と認める者を招集できる。

(会計及び予算)

- 第12条 本会の会計は、毎年度4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。
- 2 本会の予算は、収入予算にあつては会費等収入の内訳を、支出にあつては事業の内訳を明示することによって編成するものとする。

(解散等)

- 第13条 本会が、会則を変更し、あるいは解散しようとするときは、役員会が定める方法により手続きし、残余財産等の処分を行なう。

(雑則)

- 第14条 この会則の施行に関し必要となる事項は、会長が役員会の議を経て定めるところによる。

附 則

- 第1条 この会則は、平成20年11月29日から施行する。

附 則

- 第2条 この会則は、平成21年11月21日から施行する。

附 則

- 第3条 この会則は、平成25年6月9日から施行する。

附 則

- 第4条 この会則は、平成29年6月11日から施行する。